

八尾市水道局告示第55号

八尾市水道局庁舎管理業務について、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び八尾市水道局契約規程（昭和47年水道局管理規程第3号。以下「規程」という。）第7条の規定により次のとおり公告する。

令和5年7月26日

八尾市水道事業管理者 赤鹿 義訓

記

1 入札に付すべき事項

(1) 件名

八尾市水道局庁舎管理業務

(2) 業務内容

仕様書のとおり

(3) 履行期間

令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

(4) 入札回数

3回打ち切り

(5) 支払条件

毎月の業務完了後の月払いで均等払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 令和5年度八尾市物品の買入れ等に係る競争入札参加資格者名簿（物品、委託・役務等）において、取扱業種が「施設・設備の保守点検」で登録されていること。

(2) 大阪府内に本店、支店または営業所等を有していること。

(3) 平成25年度以降に、官公庁・公社等が発注した庁舎管理業務に関して、契約金額が1,500万円以上の元請として履行実績（履行が完了したものに

限る。)を有していること。

なお、「官公庁・公社等」とは、国、地方公共団体、特別法に基づき設立された地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条各号に掲げる法人をいう。

(4) 公告の日から入札参加資格審査申請受付締切の日までの間において、八尾市入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置（以下「入札参加停止措置」という。）、八尾市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置（以下「入札等排除措置」という。）及び本件業務に関連する法令に基づく営業停止処分（以下「営業停止処分」という。）を受けていないこと。

(5) 八尾市暴力団排除条例（平成25年八尾市条例第20号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないこと。

3 入札参加資格審査申請書

公告の日から入札参加申請締切日までの間に、八尾市ホームページに入札参加資格審査申請書の様式を掲載するので、これをダウンロードして作成すること。

ホームページのURL

http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/34-1-0-0-0_4.html

4 入札参加資格審査申請手続

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる入札参加資格審査申請書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

① 入札参加資格審査申請書

② 業務実績調書及びこれを証明する契約書の写し等

(2) 申請書類は、入札参加資格審査申請受付期限までに受付場所に持参、又は郵送にて提出しなければならない。

5 入札参加資格審査申請受付

(1) 受付期間

公告の日の翌日から令和5年8月4日までの日（八尾市の休日を定める

条例第1条に規定する市の休日を除く)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。なお、郵送については必着とする。

(2) 受付場所

八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局3階

八尾市水道局 経営総務課 管理係 契約担当

6 入札参加資格審査及び通知

申請書類により入札参加資格を審査し、その結果については令和5年8月7日に電子メールにより通知する。なお、入札参加資格を認めなかった者に対しては、理由を付して通知する。

7 仕様書等に対する質疑及び回答

仕様書等に対する質疑は、入札参加資格を認められた者が電子メールで行うこととし、その他の方法によるものは、一切受け付けない。

(1) 質疑受付期間

令和5年8月7日から同月18日午後3時まで

(2) 問合せ先

電子メールアドレス suidoufaq@city.yao.osaka.jp

(3) 現地確認

入札参加資格を認められた者に対して、経営総務課管理係（電話072-923-6300）に連絡し、日程調整を行った場合に限り、令和5年8月8日から同月18日までにおいて、現地確認を行うことができる。ただし、連絡受付期間は、令和5年8月17日までとする。

(4) 質疑の回答

受け付けた質疑に対する回答は、入札参加資格を認められた全ての者に対して、令和5年8月22日に電子メールにより通知する。

8 入札に参加することができない者

(1) 入札参加資格審査申請時から入札時までの間において、入札参加停止措置、入札等排除措置又は営業停止処分を受けている者。

(2) 入札参加資格審査申請期限までに、申請をしなかった者又は入札参加資格を認められなかった者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による改正前の会社更生

法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者で、当該法律に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。

9 契約条項を示す場所

八尾市光南町一丁目4番30号 八尾市水道局3階

八尾市水道局 経営総務課 管理係 契約担当

10 入札保証金

規程第9条に規定する入札保証金は、規程第11条の各号の1に該当する場合は、その全部又は一部を免除する。ただし、入札保証金の納付を免除された場合において、落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を徴収するものとする。

11 入札書

所定の入札書及び入札金額内訳書に入札金額、入札者の所在地、商号又は名称、代表者職氏名を記載し、届出印を押印のうえ、入札箱へ投函すること。

なお、2回目及び3回目の入札については、入札書のみを入札箱へ投函すること（ただし、落札者については、後ほど入札金額内訳書の提出を求める）。

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税を含まない額）とし、金額の頭に¥マークをつけ、アラビア数字で記載すること。

12 委任状

入札書に代理人の印鑑を使用する場合は、委任状を提出すること。その場合、入札書には、代理人の印鑑のみ押印すること（会社の届出印の押印は不要）。

13 入札辞退

入札辞退する場合は、辞退届を入札開始時刻までに提出すること。口頭及び電話による辞退は認めない。

14 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

令和5年8月25日（金）午前10時00分

(2) 場所

八尾市光南町一丁目4番30号

八尾市水道局4階 大会議室

(3) 開札方法

入札参加者全員の入札書投入が完了した後、ただちに開札を行う。

15 入札の中止

入札に参加する者の数が2に満たない場合又はその他やむを得ない事由による場合には、入札を中止する。

16 落札者の決定

(1) 落札者決定に当たっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を、落札者とする。予定価格の範囲内で有効な入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札は3回をもって終了とする。

(2) 最低の価格で入札した者が複数ある場合は、くじにより落札者を決定する。くじは2段階で行うこととし、初めにくじを引く順序を決定するくじを行い、その後落札者の順位を決定するくじを行う。落札者の順位を決定するくじで、1位の者を落札者とする。

17 契約の締結

入札日から本契約の契約締結日までの間において、落札者が入札参加停止措置、入札等排除措置若しくは営業停止処分を受けている場合又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、契約を締結しない。この場合において、八尾市水道局は一切の責めを負わないとし、落札者が入札保証金の納付を免除された者であるときは、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を、徴収するものとする。

18 入札の無効

八尾市水道局競争入札要綱（以下、「入札要綱」という。）第7条の各号の1に該当する入札及び虚偽の申請を行った者のした入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

19 契約保証金

落札者は、規程第31条第1号の規定による契約保証金を、納付しなければならない。ただし、規程第32条の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

20 問合せ先

八尾市光南町一丁目4番30号

八尾市水道局 経営総務課 管理係 契約担当

電話 072-923-6300（直通）

電子メールアドレス suidoukanzai@city.yao.osaka.jp

21 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。また、提出された書類は落札者決定の目的にのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (2) 入札参加者は、入札要綱を遵守の上、入札に参加すること。
- (3) 入札の参加人数は、1業者1人とする。